Ⅳ　職員の服務の状況

１　服務に関する基本原則

地方公務員には、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならない根本基準のほか、次のような義務が定められています。

① 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
② 信用失墜行為の禁止
③ 秘密を守る義務
④ 職務に専念する義務
⑤ 政治的行為の制限
⑥ 争議行為等の禁止
⑦ 営利企業等の従事制限

２　職員の服務規律の確保

令和３年度においては、次に掲げる通知などにより、職員の服務規律の確保に努めました。

日　　付	内　　容
令和3年4月5日	西海市長選挙及び西海市議会議員選挙における職員等の服務規律の確保ついて
令和3年10月18日	衆議院議員選挙における職員の服務規律の確保ついて
令和3年12月28日	職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について